

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 外資導入申請書 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43431

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記(赤色)

() 第 121 号
昭和 47 年 3 月 16 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)
外資導入申請書(才13次)の送付

引用公・電信
日付・番号

標記申請書9件(47年1月26日から
2月19日まで)。別添リストの通り各部
送付あり。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

GA-3-1 在外公館

手
送
り

送
達
日
時
分
秒
電
空
力
整
夕
務



別添申請書はロサンゼルス、ニューヨーク、シカゴに送付済み

復 对 第 95 号
1972年3月9日

準備委員会日本国政府代表事務所
公使 吉岡 一郎 殿

琉球政府
顧問代理 瀬 長



外資導入申請書の送付について

みだしのことについて、1972年1月26日から1972年
2月19日までに受理した申請書9件を別紙のとおり送付します。

琉球政府

受付年月日	受付番号	種類	国籍	申請人	申請外資額	相手方	要点	備考
1972年 1月26日	15-60	新規	中国	廖汶詰	20,000ドル	株式会社 サン養殖センター	株式会社サン養殖センターの増資新株 2,000株の取得。	
1月26日	15-61	新規	中国	何泰、于有志	100,000ドル		成吉思汗料理専門店の経営。	
2月9日	15-70	新規	日本	日本セメント 株式会社	568,340ドル	琉球セメント 株式会社	琉球セメント株式会社の増資新株 72,400株の取得。	
2月15日	15-71	修正	米国	エッソイースタン インコーポレイテッド	386 2,050万ドル		認可投資額を5,500万ドルから2,550 万ドルへ変更した。	
2月15日	15-72	修正	米国	ガルフオイル コーポレーション	383 1,500万ドル		認可投資額約6,000万ドルを2,500万ドルに 変更した。 事業の追加(液化石油ガスの販売)	
2月15日	15-73	修正	米国	ガルフエイジア ターミナルズ	378 19,344,507ドル		認可投資額約3,200万ドルを5,344,507 ドルに変更した。	
2月17日	15-75	新規	日本	株式会社 カネハヤシ内鉄商店	30,000ドル	三洋物産 株式会社	三洋物産株式会社の増資新株 3万ドルの取得(養蠶業)	
2月17日	15-76	新規	日本 米国	共同石油株式会社 ガルフオイルコーポレーション	2,000,000ドル		C.T.S.を所有運営する合弁公 社の設立	
2月19日	15-77	修正	米国	カイザーセメントアンド ジブサムコーポレーション	313 250,022,500ドル	琉球セメント 株式会社	琉球セメント株式会社の増資新株 31,850株の取得。	

2

本信写送付先: 大蔵省大臣官房長
通商産業大臣官房長

GA-4

外務省

秘密表示(朱印)
平

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/	0	/
付			
属	付	付属	添付

発送日
処理日
発送 速 タイプ 検査 済

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北 第 93 号 公 信 日 付 昭 和 47 年 4 月 25 日

大 臣 主 管 起 案 昭 和 47 年 4 月 22 日

政 務 次 官 阿部外務長

事 務 次 官 0 参事官

外 務 審 議 官 北米水一課長

外 務 審 議 官

官 房 長

起 案 者 電 話 番 号
三田村 2498

協 議 先

受 信 者 発 信 者

在 沖 繩 高 瀬 大 使 外 務 大 臣

写 送 付 先 (希 望 発 送 日)

月 日

件 名

外 資 導 入 申 請 (米 3 次) に 対 する 意 見 送 付

GA-2 25 210 外 務 省 回 覧 番 号

米北第 93 号

昭和47年4月25日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外務大臣

(件名)

外資導入申請(第13次)に対する意見送付

引用公・電信
日付・番号

3月16日付貴信中121号

沖縄・北方対策第8号、第13次外資導入申請書
に因り、関係者の意見を別添公信等により
連絡越した。

ついでに、貴代表の準備委員会米国政府代
表に対し、上記日本政府の意見を添へるべく文書

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1

外務省

(※印は文書確認記入)

2

をもって通報ありなく、結果回報ありなし。

GA-4

外務省

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

沖・北対第1383号
昭和47年4月18日

外務省アメリカ局長 殿

沖縄・北方対策庁長官



沖縄進出外資導入申請（第13次）に対する
意見について

標記について、別添のとおり沖縄事務局長あて通知したの
でお知らせします。



沖・北対第1383号

昭和47年4月18日

沖・北対第1383号

沖・北対第1383号

海外進出外資導入申請（第3次）に対する
意見について

1972年3月7日付復刻第95号をもって、琉球政府より復讐準備委員会および外務省を經由して送付のあつた外資導入申請書（答）について関係各省の意見を徴したところ、下記のほか、とくに意見がない旨申越しがあつたので、琉球政府に対し、その旨すみやかに伝達された。

記

通達書

4. 在沖縄石油関係外資の取扱いについては、本土石油取扱いとの適合性を図る上で、極めて慎重に取り扱う必要があるものと思われる。

審理部

ガルフ・オイル・コーポレーションおよびガルフ・エージェンシー・リミテッドについては、返答が間近かに送つた今日においてそれらの増資の必要性等について不明な点があるので、調査検討のため当省保費徴収とされるより望む。なお、ガルフ・オイル・コーポレーションによる増資目的の追加（液化石油ガスの復讐時までの取扱い）については意見がない。

2. 英商石油（株）およびガルフ・オイル・コーポレーションによる合併会社設立申請については、当省の方針に沿つたものであり、これを實現させるためにも増資取扱いの取扱いによる事業規模の拡大が必須であり、これを前提として速やかに許可されるより望む。

通達書

須知等に準じ、シスウナギの採掘については沖縄の本土復讐後は水産資源法により採掘制限措置が講ぜられる場合があるので念のため申し添える。

総務部

10 May 1972

case of Gulf Oil Corporation above, and hopes that the Government of the Ryukyu Islands will leave the application for a capital increase unanswered for the time being.

3. Kyodo Sekiyu Co./Gulf Oil Corporation

The plan of the two companies for establishing a joint corporation follows the policy of the Ministry of International Trade and Industries. In order to realize the plan it is necessary to acquire additional land for expanding the scale of activities. The Government of Japan is of the hope that the Government of the Ryukyu Islands will give permission to them soon with the aforementioned as a precondition.

4. Liao Wen-Chi

The Government of Japan wishes to remind the applicant that restrictive measures may be taken by the Maritime Resources Law on catching elvers after reversion.

Sincerely yours,

Ichiro Yoshioka
Minister
GOJ Alternate Representative to the
Preparatory Commission